延岡市物品購入等契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款に基づき、契約書に定めるもののほか、仕様書（仕様書、見本、図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品売買契約、印刷製本請負契約及び物品供給単価契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の契約対象品（以下「現品」という。）の納入を契約書記載の納入期限（単価契約については、契約期間中発注者の発注あるごとに、その都度発注者が指定する期日。以下同じ。）内に完了し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。

３　製造、運搬、配送方法その他現品を納入するために必要な一切の手段については、この約款及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した（この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

５　契約書及びこの約款に定める催告、請求、承認、通知、申立、解除及び申出は、書面により行わなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めるものについては、この限りでない。

６　この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

（納入計画表の提出）

第２条　発注者は、必要があると認めるときは、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいた納入計画表を受注者に提出させることができる。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

　（一括委任等の禁止）

第４条　受注者は、この契約の履行について、その全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（仕様書の変更、履行の中止）

第５条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して仕様書を変更することができる。

２　発注者は、必要があると認めるときは、契約の中止内容を受注者に通知して、現品の全部又は一部の納入を一時中止させることができる。

３　前２項の場合において、納入期限、契約期間、契約金額（単価契約による場合は、契約単価。次条において同じ。）その他この契約に定める条件を変更する必要がある場合には、発注者と受注者とが協議して定める。

４　発注者は、第１項又は第２項の規定によりこの契約を変更したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

５　受注者は、天災地変その他受注者の責めに帰さない事由により、契約の履行が不能になったときは、その事由を明示した上で、納入期限の延長又は履行の一時中止を発注者に対して請求することができる。この場合において、当該請求は、納入期限又は契約期間内にしなければならない。

６　発注者は、前項の請求を正当と認めたときは、これを承認し、第21条第１項の賠償金又は同条第２項の違約金の全部又は一部をその日数に限り免除することができる。

（事情変更による契約の変更）

第６条　この契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合には、発注者と受注者とが協議して契約金額の変更を行うことができる。

（納品）

第７条　受注者は、現品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に届け出て、現品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

２　受注者は、現品の引渡し前に当該現品が法令その他の規定により登録、許可又は検査（次条第１項に規定する検査を除く。この項において同じ。）を要する場合は、登録、許可又は検査前に、発注者に内示を求め、その手続きを完了しなければならない。現品が据付その他の付帯工事を伴うときは、受注者は発注者の監督指示を受けこれに従わなければならない。

３　受注者は、現品の性質、目的等によっては、発注者の承認を得て、現品を分割して納入することができる。

４　受注者は、納品のために持ち込んだ現品は、発注者の承認を得なければ引き取ることができない。

　（検査及び引渡し）

第８条　発注者は、現品の検査（以下「検査」という。）を現品の納入時に受注者の立ち会いのもとに行うものとする。ただし、技術的理由その他により検査に期日を要するものについては、納入の日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

２　受注者が前項の検査に立ち会わないときは、発注者は、受注者の欠席のまま検査をすることができる。この場合において、受注者は、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

３　現品の引渡しは、発注者の検査合格と同時に完了する。

４　発注者は、現品の納入後引渡し完了まで、納入現品について善良な管理を行うものとする。

５　検査に必要な費用及び検査のために変質し、変形し、又は消耗破損したものは、すべて受注者の負担とする。

　（検査不合格の場合の受注者の義務）

第９条　検査の結果、現品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者は、発注者の指示するところにより、直ちにこれを引き取り、発注者の指示する期日までに現品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならない。

２　前項の規定による現品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しには、第７条及び前条の規定を準用する。

　（代金の支払）

第10条　受注者は、第８条第１項の検査に合格したときは、代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

（部分払）

第11条　受注者は現品の完納前に第７条第３項の規定により分割して納入したときは、検査に合格した既納部分に対する代金について部分払を発注者に請求することができる。

　（危険負担）

第12条　第８条第３項の引渡し前に生じた当該現品の亡失、毀損、変質その他一切の損害はすべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する場合はこの限りでない。

（発注者の追完請求権及び代金減額請求権）

第13条　発注者は、検査時において明らかでなかった契約不適合を発見したときは、受注者に対して履行の追完を請求することができる。現品の引渡しの日から１年間、発注者の正常な管理の下において、当該現品につき、破損、変質、不良、性能の低下等（以下この条において「破損等」という。）を生じたときも同様とする。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。この場合において、発注者に課される負担の程度については、あらかじめ受注者が発注者に履行の追完方法を説明した上で、発注者と受注者とが協議して判断するものとする。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に現品の引渡しを受けなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　第１項の契約不適合又は破損等が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項及び前項の規定による請求をすることができない。

（発注者の催告による解除権）

第14条　発注者は、受注者がその債務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第３条の規定に違反して、この契約によって生じる金銭債権を譲渡したとき。

⑵　納入期限内に現品の引渡しを完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑶　受注者が現品の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　前２号に掲げる場合のほか、受注者が現品を納入せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑸　受注者が、暴力団（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下この条において「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

⑹　契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

⑺　受注者が契約の履行に関し、発注者又はその委任を受ける者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

⑻　受注者が第17条又は第18条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

⑼　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合にはその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ　現品の仕入れその他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク　受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を、現品の仕入れその他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

⑽　受注者が自ら又は第三者を利用して、発注者に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。

２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

⑴　現品の一部の納入が不能であるとき。

⑵　受注者が現品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条又は前条第１項各号若しくは第２項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条　受注者は、発注者がその債務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第18条　受注者は、発注者がその債務を履行せず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　前２条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第20条　発注者は、契約が解除された場合において、既納部分で第８条第１項の検査に合格したものがあるときは、その代金を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、この契約が解除になった場合において、現品の納入場所に受注者が所有し、又は管理する材料、器具その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、当該納入場所を修復又は片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第21条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　納入期限内に現品の引渡しを完了することができないとき。

⑵　現品が契約不適合であるとき。

⑶　第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき

２　第14条又は第15条の規定により現品の引渡しを完了する前にこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額（単価契約による場合は、予定数量に契約単価を乗じた金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項各号又は前項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前２項の規定は適用しない。

４　第１項第１号の場合においては、発注者は、未済部分の契約金額（単価契約による場合は、未済部分に相当する予定数量に契約単価を乗じた金額）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する割合（この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額を請求することができるものとする。

５　第２項の場合（第15条第１項第５号又は第９号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

６　受注者が第１項の賠償金又は第２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、支払代金から控除することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第22条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　発注者の責めに帰すべき理由により、第10条第２項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、前条第４項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（受注者の契約不適合責任の制限等）

第23条　現品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において、発注者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、第13条第１項の規定による履行の追完の請求、同条第３項の規定による代金の減額の請求、第14条又は第15条の規定による契約の解除及び第21条第１項の規定による損害賠償の請求をすることができない。

２　前項の規定は、現品の引渡しの時において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

（相殺）

第24条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、代金請求権その他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の場合において、相殺の充当の順序は発注者が指定する。

（費用の負担）

第25条　契約の締結に要する費用及び現品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（補足）

第26条　この約款に定めのない事項については延岡市契約規則（平成12年延岡市規則第16号）及び延岡市財務会計規則（平成12年延岡市規則第19号）に定めるところによるものとし、約款及び規則に定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（令和６年４月１日延岡市作成）